

博仁会ショートステイあおぞら運営規程

(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博仁会（以下、「本会」という。）が開設する博仁会ショートステイあおぞら（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、老人福祉法の理念及び介護保険法に基づき、また、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「条例」という。）を遵守し、利用者の生活の安定及び充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、事業所ごとに置くべき介護職員等従事者（以下「介護職員等」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、介護職員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 博仁会ショートステイあおぞら
- (2) 所在地 青梅市富岡一丁目318番地

2 事業所は、本会が開設する特別養護老人ホーム・和楽ホーム（以下、「和楽ホーム」という。）と一体的に運営するものである。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。なお、介護保険法及び前条2の記載に基づき、和楽ホーム及び本会が開設するその他の事業所の職員と兼務することができる。

(1) 管理者 1名 (和楽ホーム施設長と兼務)

管理者は、本会理事長 (以下「理事長」という) の命を受けて事業所の業務を統括するとともに、従業者の管理及び従業者に条例の第9章第4節の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。管理者の名称をホーム長 (以下「ホーム長」という。) とする。

(2) 医師 1名以上

医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

(3) 生活相談員 1名以上 (和楽ホーム生活相談員と兼務)

生活相談員は、事業所に対する利用の申し込みに係る調整、入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施、苦情の受付及び解決に関する業務に従事する。

(4) 介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の必要な日常生活上の介護及び支援、危機防止に従事する。

(5) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理並びに施設内の衛生管理を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、栄養ケアマネジメント、献立作成、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び調理指導等の給食業務及び食品衛生管理を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持に努め、その減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 事業所の指定介護 (予防) 短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

(1) 専用ベッド 9床 (ユニット型)

(2) 空床ベッド 和楽ホーム・従来型の定員以内

(実施地域)

第6条 通常の事業の送迎地域は、東京都青梅市、羽村市、瑞穂町、埼玉県飯能市、入間市とする。

(事業の内容)

第7条 事業所の事業は、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターまたは利用者本人等の作成した居宅サービス計画書、介護予防サービス計画書に基づいて、利用者の要支援、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な次に掲げる援助並びにサービスの提供を行うものとする。ただし、居宅サービス計画書または介護予防サービス計画書が作成されていない場合は、事業所と利用者及びその家族等 (以下、「利用者等」という。) と援助内容を協議の上サービスを行うものとする。

- (1) 身体の援助に関すること
 - ア. 食事の援助
 - ・朝食 午前7時30分～
 - ・昼食 午前11時30分～
 - ・夕食 午後6時～
 - イ. 入浴の援助
 - ウ. 排泄の援助
 - エ. おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつ交換
 - オ. 離床、着替え、整容その他の日常生活上の援助
 - (2) 機能訓練に関すること
 - (3) 教養娯楽・レクリエーションに関すること
教養娯楽設備等の設置、レクリエーション行事の開催
 - (4) 相談、助言に関すること
 - ア. 生活、身上、介護に関する相談、助言
 - イ. 住宅改良等に関する相談、助言
 - ウ. その他必要な相談、助言
 - (5) 健康管理に関すること
 - ア. バイタル測定
 - イ. 服薬管理
 - エ. 健康保持に必要な措置
 - (6) 送迎に関すること
 - ア. 移動・移乗介助
 - イ. 送迎
- 2 指定期間以上（原則として4日間以上）にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの継続性に配慮し、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
 - 3 前項に規定する短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅介護サービス計画または介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
 - 4 短期入所生活介護計画を作成した場合は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明の上、同意を得るものとする。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

- 第8条 事業者は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。
- 2 利用に際しては、そのサービス提供前に、介護職員等が、あらかじめ利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接してサービス提供に資するアセスメントを実施し、契約書を交わすものとする。

(サービス提供の記録)

第9条 事業所は、サービス提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況を記録する。

- 2 事業所は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(指定(介護予防)短期入所サービスの利用料等及び支払の方法)

第10条 指定(介護予防)短期入所サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)短期入所サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 前項に定める利用料の他、次の各号の費用の額を利用者から徴収する。なお、滞在費及び食費については、介護保険特定負担限度額の認定を受けている入所者の場合は、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

(1) 滞在費 ユニット個室 2,066円

従来型個室 1,231円

多床室 915円

(2) 食費 朝食 560円

昼食 670円

夕食 670円

(3) 理美容代 1,200円

- (4) その他、介護予防短期入所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者による負担が適当と認められるもの。

- 3 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護(予防)短期入所サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1キロメートルにつき 10円

- 4 前3項に規定する利用料および費用(以下「利用料等」という。)の額に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して費用等についての説明を行い、同意を得なければならない。なお、やむを得ない事情等により第2項の内容及び費用に変更がある場合には、予め利用者等に対し説明を行い、文書による同意を得ることとする。

- 5 指定(介護予防)短期入所サービスの利用者等は、事業所の定める期日までに、利用料等を現金または銀行口座振込又は口座自動振替により納付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、契約書及び重要事項説明書に定めてある「当施設ご利用の際にご留意いただく事項」を遵守しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

- 第 12 条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に介護職員等の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で介護職員等の対応を求めることができる。
- 2 介護職員等は、指定介護（予防）短期入所サービスを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。
 - 3 利用者の病状等については、緊急連絡先及び家族に連絡し、その後の対応について協議し措置を決定する。

(身体拘束)

- 第 13 条 事業所は、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。

(非常災害対策)

- 第 14 条 指定（介護予防）短期入所サービスの実施中に天災その他の災害が発生した場合、介護職員等は必要により利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。
- 2 事業所は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。
 - 3 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を定期的実施する。
 - 4 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び介護職員等の健康管理等)

- 第 15 条 事業所は、指定（介護予防）短期入所サービスに使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行い、食事の提供に使用する食器等の消毒を適正に行うものとする。

- 3 事業所は、介護職員等に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 4 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、介護職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。

（秘密の保持）

- 第16条 介護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 2 事業所は、介護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者及びその家族に関する個人情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（苦情処理）

- 第17条 事業所は、提供した指定（介護予防）短期入所サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、あらかじめ苦情受付担当者を指定し、「重要事項説明書」に記載する。
 - 3 管理者は、苦情の申し出があった場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。

（施設・設備）

- 第18条 事業所及び併設和楽ホームの施設・設備の利用時間や生活ルール等は、ホーム長が利用者と協議のうえ決定する。
- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、施設・設備及び事業所が設置する共用備品を占用してはならない。
 - 3 施設・設備等の維持管理は介護職員等が行う。

(事故処理)

- 第 19 条 事業所内で利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(損害賠償)

- 第 20 条 理事長は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的（年 1 回以上）な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携)

- 第 22 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、介護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年 1 回以上）に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

- 第 24 条 事業所は、介護職員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供に係る次の各号の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) サービス提供の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知
- (5) 苦情対の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(揭示)

第25条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護職員等の勤務体制その他の利用申込者の指定サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

2 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(その他運営についての留意事項)

第 26 条 事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より一部改正する。

この規程は、平成19年10月28日より一部改正する。

この規程は、平成24年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成27年8月1日より一部改正する。

この規程は、令和元年10月1日より一部改正する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改正する。

この規定は、令和3年8月1日より一部改正する。

この規程は、令和6年8月1日より一部改正する。

この規程は、令和7年1月1日より一部改正する。

この規程は、令和8年4月1日より一部改正する。